

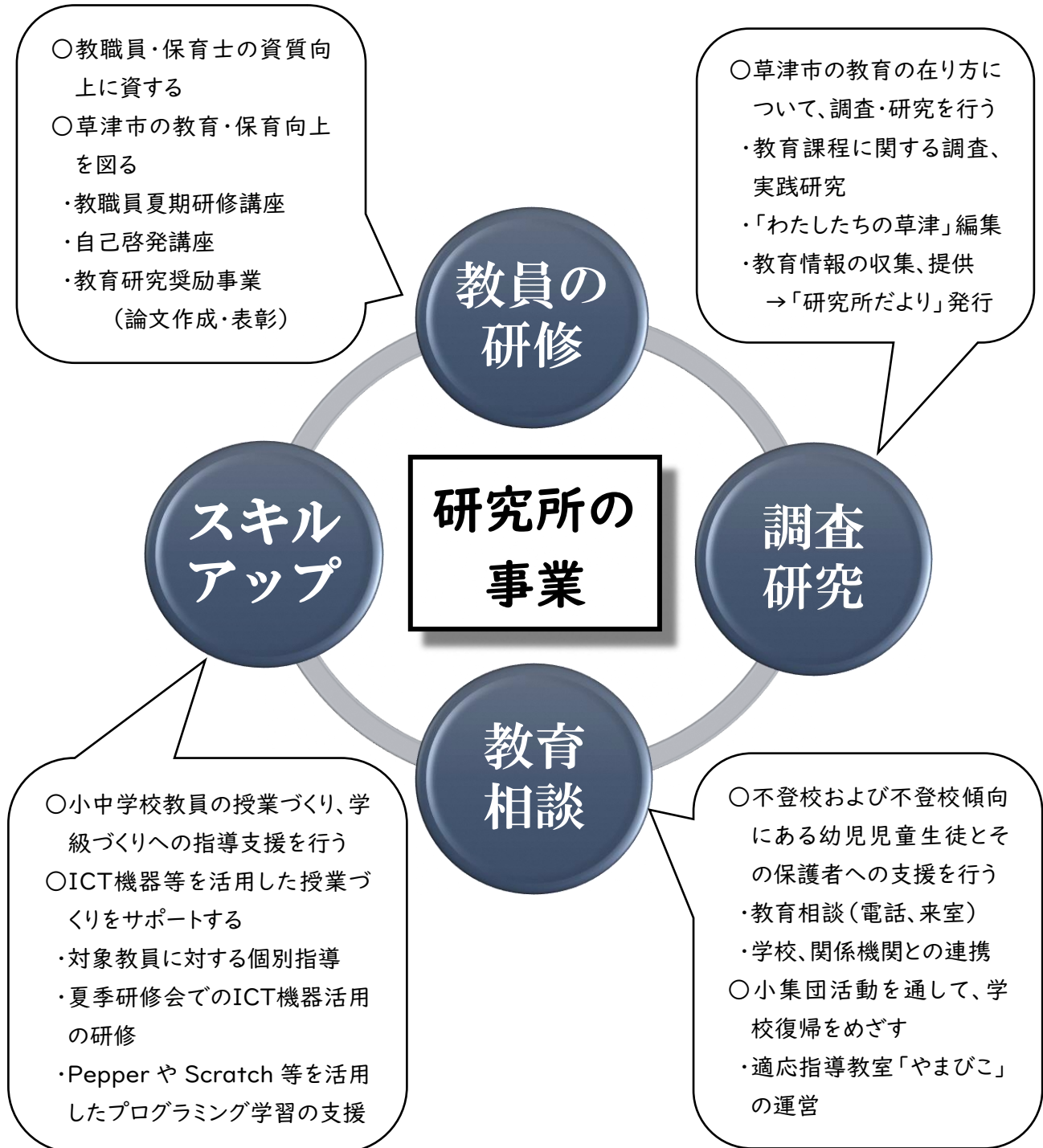
# 令和3年度 草津市立教育研究所第1回運営委員会

日時 令和3年6月18日（金）  
15:30～16:45  
場所 草津市立教育研究所2F 研修室

- 1 開会あいさつ
- 2 運営委員紹介・所員紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 事業概要の説明
  - ①教職員の研修に関する事業について
  - ②調査研究に関する事業について
  - ③教育相談に関する事業について
  - ④スキルアップ事業について
  - ⑤その他
- 5 意見交換
- 6 連絡事項
- 7 閉会あいさつ
- ☆ 施設紹介

第2回 運営委員会 令和4年2月4日（金） 午後を予定

# 草津市立教育研究所 理念図



草津市立教育研究所 運営委員会

研究所の運営についての調査・審議

令和3年度 草津市立教育研究所運営委員会運営委員（敬称略）

	団体等	氏名	所属
1	学識経験を有する者	糸乗 前	滋賀大学教育学部教授
2	校長会の代表	高井 育夫	草津小学校長
3	園長・所長の代表	森 登世美	矢倉幼稚園長
4	教頭会の代表	辻 大吾	松原中学校教頭
5	小中学校教員の代表	竹内 美和子	志津小学校教諭
6	市社会教育委員の代表	橋本 篤典	草津市社会教育委員会議代表
7	市PTA連絡協議会の代表		現在調整中
8	市同和教育推進協議会の代表	高木 洋司	市同和教育推進協議会長
9	公募による市民	山本 忍	
10		宇野 その子	

○研究所職員一覧

		氏名	担当業務
1	所長	藤井 泰三	所内事務の総轄 中学校教員のスキルアップ支援
2	副参事	恒松 睦美	SSW（スクールソーシャルワーカー）
3	指導主事	奥村 真也	所内事務・事業運営全般
4	専門員	湯浅 圭太	所内事務（児童生徒支援課と兼務）
4	研究員	陌間 智	調査研究
5	指導員	中谷 仁彦	適応指導教室「やまびこ」 教育相談・学校支援
6		西澤 留美子	
7		鈴木 信之	
8		西村 奈那子	
9	スキルアップアドバイザー	清水 康行	小学校教員のスキルアップ支援
10		山崎 賢	
11		仲野 忠克	ICT活用のスキルアップ支援

## 令和3年度の主な事業計画

### 教職員の研修に関する事業→(P6～)

#### 1 研修講座→(P6)

・本市教育の今日的課題に応える研修講座を教職員対象に実施する。

##### ① 夏期研修講座

- ・人権教育講座 ・道徳教育講座 ・生徒指導講座 ・教育相談講座
- ・特別支援教育講座 ・学力向上講座 ・ICT教育講座 ・理科教育講座
- ・幼児教育講座 ・教育講演会

##### ② 自己啓発講座(5月～11月の間に6回程度開催)

#### 2 教育研究奨励事業→(P7～)

- ・教職員等の教育に関する研究実践の促進を図り、個人および共同による研究を奨励する。
- ・3部門(フレッシュ研究部門、ステップアップ研究部門、就学前教育研究部門)で応募を呼びかけ、教育研究の活性化を図る。
- ・教職員等の自発的な研究(教育研究奨励事業最優秀賞等受賞者)の成果を発表する。

#### 3 研究発表大会 →(P9)

- ・教育研究奨励論文発表会の後、教育講演会を開催する。
- ・本市教育委員会が進めてきた教育研究奨励事業の調査研究の成果を発表し、学校・園所における教育内容や指導方法の改善に資する。併せて教育の今日的課題についての講演会を開催し、本市教育の充実を図る。

### 調査研究に関する事業→(P10)

#### 4 学校活性化に関する調査・実践研究

- ・研究員による調査研究を行う。
- ・草津市の教育のあり方について、ICTを活用した授業実践を手がかりに調査研究を行う。

**研究テーマ** 【情報活用能力を伸ばすための授業改善  
～一人一台のタブレット端末を活用して～】(仮)

#### 5 小学校3・4年生向け副読本「わたしたちの草津」実践事例の交流

令和5年度から3年間使用する分の一部改訂作業。

今年度予算取りをして、令和4年度に印刷・配布の予定。

## 教育相談に関する事業→(P11~)

### 6 教育相談事業(やまびこ教育相談室)

- ・教育相談・・・電話相談と来室相談・・・月～金曜日(※祝日を除く)

9:00～17:00

不登校および不登校傾向にある幼児児童生徒とその保護者に対し、生活上の悩みや不安に対して教育相談を行い、来談者が自分自身を見つめなおし、自己解決できるよう支援する。

- ・学校支援・・・不登校等問題についての情報提供や助言を行い、早期解決をめざす。

要保護児童対策地域協議会、教育相談主任会、小中学校生徒指導主事主任会、問題行動対策会議及び問題行動対策委員会へ出席する。

- ・適応指導教室「やまびこ」月・水・木・金曜日9:30～15:00(※金曜日は14:00まで)

適応指導教室に通級する児童生徒が、小集団での活動体験を通して協調性や集団への適応力を身につけ、学校復帰することをめざす。

- ・事例研究会・・・やまびこ教育相談室が行う相談事例についてスーパーバイザー<社会福祉士・精神保健福祉士>(年間9回を予定)よりアドバイスを受ける。

## スキルアップ事業→(P13)

### 7 スキルアップアドバイザー事業

- ・教員の学習指導や学級経営等の実践的指導力を高めるために、スキルアップアドバイザーを設置し、授業づくりや学級づくり等についての相談や指導等を行う。
- ・プログラミング教育推進の支援を行う。
- ・授業づくり、学級づくりの相談活動
- ・「スキルアップ夏期支援講座」の開設
- ・教育図書・学習指導案など、教育情報の収集および提供

## その他

### 8 教科書センター

教科書展示会 期間：6月4日(金)～7月1日(木)

(火曜・木曜・土曜) 10:00～18:45

(水曜・金曜) 11:30～20:15

(ただし、日曜・月曜は、閉室日のため開催しない)

場所：アーバンデザインセンターびわこ・くさつ(UDCBK)

## 9 学校問題サポートチーム会議

小学校、中学校等に対する保護者、地域住民等からのさまざまな要望のうち、苦慮するものに適切に対応すること、および児童、生徒等の問題行動への効果的な対応と未然防止を図ることを目的に、草津市学校問題サポートチームを設置する。

学校からの相談または依頼に応じ、問題の解決および未然の防止に向けた対処方針について、スーパーバイザー（弁護士、社会福祉士・精神保健福祉士）からの法的な視点や福祉的な視点を取り入れた指導または助言を行う。

## 10 「研究所だより」「所報」の発行

「研究所だより」：年間数回、市内の教育情報や教育研究所の取り組みなどをまとめて発行する。各幼稚園・小中学校ならびに関係機関へ送付。

「所報」：1年間の教育研究所の取り組みをCD-ROMにまとめ、各幼稚園・小中学校ならびに関係機関へ送付。

**研究所だより** 第120号 令和3年5月 草津市立教育研究所

「つなぐ」「広げる」その先へ

草津市立教育研究所 所長 藤井 泰三

SSW恒松先生が語る シリーズ教育相談

学級担任・学年を支える校内組織体制(校内ケース会議)

## 令和3年度 研修講座

### 夏期研修講座（一般講座）

	テーマ	日・曜日	時間	講師名	ターゲット
1	人権教育1 (部落問題学習)	7月27日 (火)	午後	外川 正明さん (京都教育大学名誉教授)	6年生担任 人権教育推進担当
2	人権教育2 (LGBT)	7月26日 (月)	午前	藤原 直さん (LGBT 活動家) いよたみのりさん (MixRainbow)	生徒指導・教育相談 養護教諭 教務主任・管理職
3	人権教育3 (草津の人権教育)	8月3日 (火)	午後	青年集会メンバー	教職経験5年目までの先生 市外からの転任者
4	生徒指導	7月27日 (火)	午前	峯本 耕治さん (弁護士 学校問題サポートチーム会議アドバイザー)	生徒指導担当 学年主任 (中)
5	教育相談	7月29日 (木)	午後	恒松 睦美さん (教育研究所副参事・特任 SSW)	教育相談担当 不登校対応担当
6	特別支援教育	8月4日 (水)	午前	細谷 亜紀子さん (滋賀大学教育学部附属特別支援学校副校長)	特別支援教育 Co 特別支援学級担任
7	学力向上	7月29日 (木)	午前	水戸部 修治さん (京都女子大学教授)	国語主任・研究主任 学力向上マネジメントリーダー
8	学力向上	8月4日 (水)	午後	黒上 晴夫さん (関西大学教授)	研究主任・教科主任 学力向上マネジメントリーダー
9	道徳教育	8月11日 (水)	午前	浅見 哲也さん (文部科学省調査官) ※オンラインによる講演	道徳推進教師 道徳主任
10	I C T教育	8月5日 (木)	午後	小木曾 健さん (グリー株式会社)	情報教育担当
11	教育研究発表大会	7月30日 (金)	午後	令和2年度研究奨励論文発表会 教育講演会 講師…佐藤 真久さん (東京都市大学 環境学部教授)	環境教育担当 総合的な学習担当

### くさつ教員塾（3講座）

	テーマ	日・曜日	時間	講師名	ターゲット
1	授業改善	8月2日 (月)	午前	辻 大吾さん (松原中学校教頭)	外国語の小中連携 に関心のある教員
2	幼児教育 (幼児課共催)	7月26日 (月)	午後	木下 光二さん (鳴門教育大学教授)	保幼小連携に関わ る教員/保育士
3	理科教育 <現地研修>	8月2日 (月)	午後	神田 健太さん (山田小学校教諭) 他 市内 CST 教員	理科主任

### 自己啓発講座（15：20～16：50）

	テーマ	日・曜日	講師名
1	体育科実技	5月20日(木)	山田 淳子さん (滋賀大学教育学部 講師)
2	道徳教育講座	8月24日(火)	川村 友子さん (滋賀県教育委員会)
3	外国語教育講座	8月30日 (月)	赤沢 真世さん (佛教大学教育学部 准教授)
4	図画工作・美術	9月初旬	山田 和美さん (老上小学校教諭)
5	道徳教育講座	10月or11月	川村 友子さん (滋賀県教育委員会)
6	外国語教育講座	未定	未定

## 令和3年度草津市教育研究奨励事業 概要

### 1 目的

市内教職員・保育士の自発的な教育研究活動の促進を図るため、教職員・保育士の個人またはグループの研究に対して奨励賞を授与し、もって教育・保育現場における意欲的かつ創意あふれる学級、学年、学校・園・所等の経営ならびに学習指導方法の改善と充実を図り、教職員・保育士の資質向上に資するとともに、草津市の教育・保育向上を図ることを目的とする。

### 2 応募対象者

市内公立小学校、中学校、幼稚園、保育所に勤務する教職員・保育士で、個人またはグループとする。

### 3 応募部門の種別

研究部門

①	ステップアップ研究 (現職の経験年数は問わない)	これまでの研究実践をふまえて、さらに創造的な実践や今日的課題を追究する実践を積み重ねた研究
②	フレッシュ研究 (若手教員を対象とした研究)	経験10年未満の教職員が行う実践研究
③	就学前教育研究 (幼稚園・保育所・こども園の職員を対象とした研究)	幼児教育・保育の実践を整理し、レポートとしてまとめることによって教育力・保育力を向上させる実践研究

### 4 研究内容の種別

#### (1) 研究分野

研究内容の種別は、学校・園・所の教育・保育全般に関する実践的研究とし、次ページの「表1」分野番号より選択する。

研究テーマの詳細については、別紙「研究分野別テーマ例」を参照すること。



「表1」

分野番号	分 野
1	教科・道徳・総合的な学習の時間における学習指導に関する内容
2	生徒指導・教育相談に関する内容
3	特別支援教育に関する内容
4	人権教育に関する内容
5	幼児教育・保育に関する内容
6	経営・運営・組織（学級・学年・園・所・事務等）に関する内容
7	課題研究（教育研究所が指定する研究課題に対する実践研究）

## 5 賞の種類

- (1) 最優秀賞 各部門につき2～3点（個人またはグループ）  
研究内容が特に優れた内容であった個人またはグループに対し、賞状を授与する。
- (2) 優秀賞 各部門につき3～4点  
研究内容が最優秀に準じて優れた内容であった個人またはグループに対し、賞状を授与する。
- (3) 特別賞 全部門で若干点  
特に独創性に優れた研究内容の個人またはグループに対し、賞状を授与する。
- (4) 教育研究所賞 全部門より若干点  
「分野番号 7 課題研究」よりテーマを設定し研究したものの中で、特に優れた研究内容の個人またはグループに対し、賞状を授与する。
- (5) 奨励賞  
(1)～(4)以外の個人またはグループに対し、賞状を授与する。

## 6 応募の条件

- (1) 文部科学省、県教育委員会、その他の機関等の指定による研究指定校ならびに実践推進校に所属する個人またはグループが、同じ研究テーマで応募することはできない。
- (2) 当該研究に対して、財団法人等から研究奨励または研究費等の助成を受けているものは応募することはできない。
- (3) 同じ研究テーマで、他の機関へ二重に応募することはできない。
- (4) 同一応募者が、複数の研究を応募することはできない。

## 令和3年度 草津市立教育研究所研究発表大会 開催要項

- 1 趣 旨  
草津市立教育研究所（草津市教育委員会）が進めてきた教育研究奨励事業における受賞者による研究成果の発表をとおして、学校・幼稚園・保育所・こども園の教育内容や指導方法の改善に資する。  
併せて、教育の今日的課題についての講演会を開催し、本市教育の充実に資する。
- 2 主 催 草津市教育委員会 草津市立教育研究所
- 3 日 時 令和3年7月30日（金） 13:00～16:15
- 4 場 所 草津市立教育研究所 2階研修室
- 5 日 程  
第1部 研究発表大会 13:00～14:15  
第2部 教育講演会 14:30～16:15
- 6 参加対象 学校教育関係者および教育関係機関・団体に携わる職員、一般市民
- 7 内 容  
**第1部 研究発表大会**  
(1) あいさつ 13:00～13:10  
(2) 令和2年度の教育研究奨励事業最優秀賞等受賞者による発表と意見交流（就学前・小学校・中学校より1点ずつ）  
13:10～14:15  
※休憩・教育講演会準備（15分間）  
**第2部 教育講演会**  
(1) あいさつ 14:30～14:35  
(2) 研究報告 令和2年度草津市立教育研究所研究員による研究報告 14:35～14:50  
(3) 教育講演会 14:50～16:20  
講 師 東京都市大学大学院 環境情報学研究科  
教授 佐藤 真久さん  
演 題 探究×SDGs—「国連・ESDの10年」の経験を  
生かし、SDGsの本質に対応する—  
(4) 閉 会 16:20～16:30

## 令和3年度調査研究に関して

- 1 研究員研究主題 情報活用能力を伸ばすための授業改善  
～ 一人一台のタブレット端末を活用して ～

### 2 研究概要

平成29年改訂小学校学習指導要領において、「情報活用能力」の育成が重要視されている。今までの学習指導要領では、教科目標を達成するうえで必要となる「情報活用能力」を指導するというスタンスであった。しかし、現行の指導要領では、「情報活用能力」は各教科の学びを支える基盤となる資質・能力の1つと位置付けられ、教科等横断的な視点での育成が求められている。

昨年度は、社会科の授業において一人一台のタブレット端末や思考ツールを活用して情報活用能力の「思考力・判断力・表現力」を伸ばすための授業改善に取り組んだ。その結果、必要な情報を収集・整理・分析・表現する力や情報を発信する力に向上が見られ、「児童主体でタブレット端末を使って協働的に情報を整理したり分析したりする学習」が情報活用能力を伸ばすのに効果があることがわかった。しかし、一人一台のタブレット端末の本格的な活用が進むにつれ、情報モラル・情報セキュリティに関わる問題が起こることが多くなってきた。そこで、一人一台のタブレット端末を活用する今、必要な情報活用能力を再度見直し、それらの力を意識調査で実態把握していく。そして、課題と思われる力を伸ばすための授業実践を行っていきたい。なお、授業設計に際しては、新草津型アクティブ・ラーニングの視点を加味しながらタブレット端末を有効に活用していきたい。

### 3 研究の計画

第1期 (R3：4月～8月)	第2期 (R3：9月～12月)	第3期 (R4：1月～3月)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の計画および授業実践協力依頼</li> <li>・先行研究の調査</li> <li>・実態調査、分析</li> <li>・授業設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導案検討</li> <li>・授業実践</li> <li>・映像による記録</li> <li>・授業分析 (S-T分析・アンケート・授業の感想等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まとめ</li> <li>・草津市立教育研究所だより に研究内容(概要)を掲載し 周知を図る</li> <li>・令和3年度所報に掲載</li> </ul>

## 地域教材 (わたしたちの草津) の活用について

### 小学校3・4年副読本「わたしたちの草津」一部改訂編集作業

令和2年度から活用されている「わたしたちの草津」は3年間分しか発行されておらず、令和5年度から使用する分は新たに発行しなければならない。令和2年に全面改訂をしているため、現在の副読本を見直し、一部改訂作業を行う。印刷は令和4年度。

◎より問題解決型学習になるように、資料の順番や文言の見直し

◎5年以上経過している統計資料や写真資料の修正

◎調べ学習などに参考となるサイトをQRコードで挿入

今年度の予定

第1回推進委員会・編集委員会の開催・・・・・・・・令和3年5月21日(金)

各委員による取材活動、編集作業等・・・・・・・・令和3年5月～

第2回編集委員会(グループ毎に)・・・・・・・・令和3年8月

改訂原稿(印刷会社に提出するもの)完成・・・・・・・・令和4年2月

# 教育相談に関する事業について

## やまびこ教育相談室

### 面談【相談室・プレイルーム】

〈目的〉不登校および不登校傾向等の悩みや不安に対して、教育相談を行う。

〈内容〉60分程度の相談（予約制）

〈日時〉月～金曜日 9:00～17:00

〈対象〉市内に在住する子ども及びその保護者・関係者

★相談室における個別相談

★プレイルームにおける本人面談およびプレイセラピー

### 電話相談【事務室内】

〈目的〉不登校および不登校傾向の悩みや不安の電話に対応し、必要に応じて来室相談につなぐ。

〈内容〉電話による相談

〈日時〉月～金曜日 9:00～17:00

〈対象〉市内に在住する子ども及びその保護者・関係者

### 学校支援

〈目的〉不登校等の問題について情報提供や助言を行い、早期解決をめざす。

〈内容〉市立幼稚園、こども園長および小中学校長の要請に応じてケース会議等に参加し、情報提供を行い、教育相談に関わる支援を行う。教育相談や適応指導教室での児童生徒、保護者の状況について、所属校（園）との情報共有を行い見立てと対応を明確化する。

〈日時〉月～金曜日 9:00～17:00

〈対象〉市立幼稚園、こども園および市内小中学校の教職員

### 適応指導教室

〈目的〉不登校の状態が継続している小・中学生を対象に、生活リズムを整え、小集団での活動を通して人と関わる力を高め、学校復帰、社会的自立ができるよう支援する。

〈内容〉ゆとりのある時間の中でエネルギーを高め、個に応じた目標を持たせ活動や学習に取り組ませる。また、小集団活動を通じて、コミュニケーション能力を高める。

〈日時〉月・水・木・金曜日

9:30～15:00

★通級する児童・生徒は定期的に相談員とのプレイセラピーまたは教育相談を実施。

★保護者も相談員と面談。

## 令和3年度適応指導教室『やまびこ』

### 1 目的

適応指導教室「やまびこ」に通級する児童生徒が、小集団での活動体験を通して協調性や集団で過ごせる力をつけるとともに、家庭・学校・関係機関と連携を密にし、学校復帰、社会的自立につながるよう支援する。

### 2 開室の曜日と時間

- ・曜日 月・水・木・金（\*火曜日は学校登校日、祝日を除く）
- ・時間 9：30～15：00（\*金曜日は14：00まで）

### 3 活動内容

#### ①学習への取組

各自で学習の計画を立てる→各自が持参したテキストや教科書等を使った自主学习

#### ②個別の取組

一人ひとりのペースに合わせた活動→読書、絵を描く、折り紙、工作など

#### ③集団での取組

グループ活動を中心とした活動

→レクリエーション、ゲーム（ジェンガ、トランプ等）、カラム、卓球など

#### ④特別活動

調理活動、体験活動（公共交通機関の利用、買い物、見学や制作、SSN交流など）、季節行事など

⇒ 調理実習については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため当面は見合わせ

#### ⑤施設を利用した取組

- ・ロクハ公園（散歩、アスレチックやバドミントンなど体を動かすなど）へ行く
- ・市立図書館での読書、借出

#### ⑥その他

栽培活動、かまど調理、次世代文化交流事業の活用、映画鑑賞、ミニ講座など

### 4 学校連携

- ・毎週火曜日を『学校登校日』として、別室登校・放課後登校等、適応指導教室に通級する児童生徒が積極的に学校と関わる日に設定している
- ・各小中学校と、週末に出席状況報告や活動についての情報交換を電話で行う
- ・関係者会議を不定期に実施し、担任や教育相談担当等と懇談する

## スキルアップ事業

### 草津型アクティブ・ラーニングで授業改善

#### スキルアップ事業は

- ◆ スキルアップ事業は、「スキルアップ支援講座」と「教育情報提供」の2つの事業を行います。
- ◆ 「スキルアップ支援講座」事業は、学校教育課、学校政策推進課と連携し、校長の授業ビジョン実現に向け、教員に授業づくりや学級づくり等に関する個別指導を行うとともに、全校、学年別、教科別等の授業研究会を通して学校全体の指導力の向上をめざす事業です。特に、タブレットPCや電子黒板等のICT機器を有効活用した授業づくりの充実と新草津型アクティブ・ラーニング(New KAL)の推進を重点に取り組みます。
- ◆ 「教育情報提供」事業は、魅力ある授業をめざす教員に、教育研究所で教育図書などの閲覧、貸出しを行ったり、Teamsの『教材共有ポータルサイト』を活用し、学習指導案や授業の動画が閲覧できるようにしたりします。



#### スキルアップアドバイザーの仕事



- ◆ スキルアップ対象教員の授業を参観し、授業の各場面に応じた具体的なアドバイスを継続的に行うことにより、授業力の向上をめざすとともに学級経営や子どもとのかかわり方等、教師力全体についての個別指導を行います。
- ◆ 各校の教務主任、学年主任、教科主任等およびOJTと連携し、教科年間計画や研修の年間計画等への指導助言を行います。
- ◆ すべての教員を対象に各種研修会(学年別、教科別含)や会議等で指導助言を行います。
- ◆ 新草津型アクティブ・ラーニング(New KAL)の共通理解を図るとともに「授業が楽しい」「学習が好きだ」と実感する子どもを育むために授業改善や充実のための指導助言を行います。
- ◆ タブレットPCや電子黒板等のICT機器を有効活用した授業づくりの相談や指導を行います。
- ◆ 教育図書・学習指導案など、教育情報の収集・提供を行います。

○草津市立教育研究所設置条例

昭和55年3月29日 条例第7号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、草津市立教育研究所(以下「教育研究所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 教育研究所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立教育研究所

位置 草津市青地町1086番地

(目的)

第3条 教育研究所は、教育に関する調査研究および教育関係職員の研修を行い、本市教育の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 教育研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究および指導
- (2) 教育に関する各種資料の作成
- (3) 教育関係職員の研修
- (4) 生徒、児童および幼児の教育相談および指導
- (5) 教育図書資料室および教科書センターの経営
- (6) 視聴覚教材ライブラリーの経営
- (7) その他目的を達成するために必要な事項

(職員)

第5条 教育研究所に、所長その他必要な職員を置く。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第6条 教育研究所の円滑な運営、その他必要な事項を調査審議するため、草津市立教育研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、前項の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 草津市立教育研究所の運営に関すること。
- (2) 学校教育および社会教育の現状および課題に関すること。
- (3) 学校・地域・家庭の連携および融合の推進に関すること。
- (4) その他、教育課題に係る調査研究内容に関すること。

3 運営委員会は、13人以内で組織する。

4 この条項に定めるもののほか、運営委員会の組織、運営その他必要な事項は教育委員会が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育研究所の組織、管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年4月1日条例第11号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年3月25日条例第9号)

この条例は、平成4年5月6日から施行する。

付 則 (平成14年10月9日条例第40号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

付 則 (平成23年12月27日条例第21号)

この条例は、平成24年3月15日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立教育研究所設置条例(昭和55年草津市条例第7号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、草津市立教育研究所(以下「研究所」という。)の組織、管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 研究主事 若干人
- (3) 教育研究所指導主事 若干人
- (4) その他必要な事務に従事する職員 若干人

2 前項に定めるもののほか、研究所の事務を処理させるため、必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は上司の命を受け、研究所の事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 研究主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の研究にあたる。

3 教育研究所指導主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の指導事務に従事する。

4 その他必要とする職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(分掌事務)

第4条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究所の広報広聴に関すること。
- (2) 設備、備品等の維持管理に関すること。
- (3) 公印の保守に関すること。
- (4) 文書の收受発送および保存に関すること。
- (5) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (6) 教育資料の収集、保管および利用に関すること。
- (7) 教育図書資料室、教科書センターおよび視聴覚ライブラリーの経営に関すること。
- (8) 教育に関する専門的・技術的な指導に関すること。
- (9) 教育関係職員の研修に関すること。
- (10) 教育相談に関すること。
- (11) 研究協力員の指導に関すること。
- (12) 研究所の一般庶務に関すること。

(研究員)

第5条 研究所に研究員をおくことができる。

2 研究員は、教育に関する研究に従事する。

(研究部)

第6条 教育に関する調査研究の充実を図るために、研究所に専門の研究部をおくことができる。

2 研究部には、調査研究に協力する研究協力員を置くことができる。

3 研究協力員は、教職員のうちから所長が推薦し、教育長が委嘱する。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第7条 草津市立教育研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 校長会の代表



- (3) 園長・所長会の代表
  - (4) 教頭会の代表
  - (5) 小中学校教員の代表
  - (6) 市社会教育委員の代表
  - (7) 市PTA連絡協議会の代表
  - (8) 市同和教育推進協議会の代表
  - (9) 公募による市民
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。
- 4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。
- 7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。
- 10 運営委員会の庶務は、草津市立教育研究所において処理する。
- 11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。  
(委任)

第8条 この規則に定めることのほか、必要な事項は教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年4月1日教委規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成10年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月1日教委規則第11号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則（平成26年8月1日教委規則第17号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日教委規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。